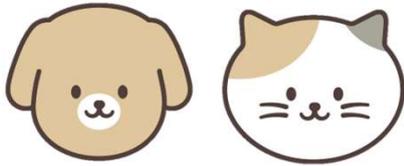


【注意事項】

- 本動画は、札幌市内に登録のある第一種動物取扱業者における動物取扱責任者を対象とした「令和6年度動物取扱責任者研修会」のために、札幌市動物愛護管理センターが作成したものです。
- 札幌市以外の自治体に登録のある第一種動物取扱業者における動物取扱責任者が本動画を視聴したとしても、当該自治体における動物取扱責任者研修会の受講義務を履行したことの保証はできかねます。
- 関係法令に基づき、令和6年12月の情報に基づいて解説をしています。
- 関係法令に規定されている基準について一般的な内容を解説しておりますが、個別具体的な事例についての解釈を網羅したものではありません。個々の事業者ごとに関係法令を確認していただくとともに、必要に応じてお問い合わせください。
- 複製や二次利用を禁じます。

令和6年度 動物取扱責任者 研修会

～共通編～

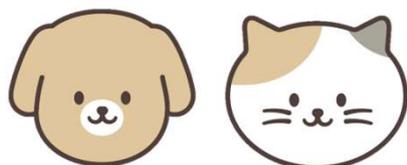


札幌市動物愛護管理センター
令和6年12月作成

こんにちは、札幌市動物愛護管理センターです。
この動画は、令和6年度動物取扱責任者研修会の共通編です。
この研修会は、動物愛護管理法に基づいて、第一種動物取扱業者の皆様に
受講が義務付けられているものです。
少し長丁場となってしまいますが、今回の研修会は動画配信となっていま
すので、適宜休憩をはさみながら、必ず最後まで受講いただければと思い
ます。

令和6年度動物取扱責任者研修会

1. 共通編（全事業者）
2. 犬猫編（犬猫を取り扱う事業者）
3. 特別講義（全事業者）



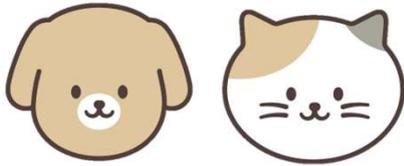
令和6年度の研修は共通編、犬猫編、特別講義の3つの動画をご用意しています。

業態によって受講が義務となる動画の種類が異なりますのでご注意ください。

共通編と特別講義は全ての事業者の皆さまが、
犬猫編は犬猫を取り扱う事業者の皆さまが受講必須となっています。

この動画は共通編です

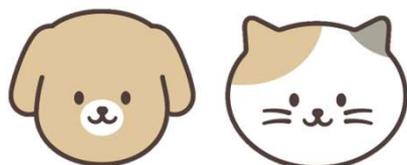
動物種を問わず守るべき
基準について解説しています



この動画は共通編です。動物種を問わず、全ての事業者が守るべき基準について解説しています。

この動画は共通編です

犬猫を取り扱う場合は
犬猫編で解説している内容も
守る必要があります

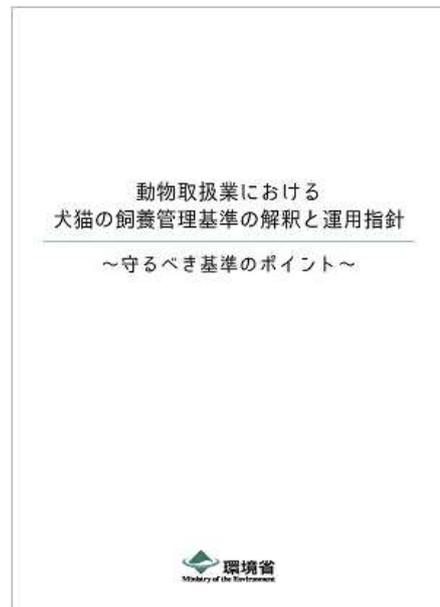


犬猫を取り扱う事業者の皆さまは、この動画で解説する内容に加えて、犬猫編の動画で解説する内容も守る必要があります。必ず犬猫編もご視聴ください。

参考資料

動物取扱業における犬猫の 飼養管理基準の解釈と運用指針 ～守るべき基準のポイント～

- 動物取扱業者が守るべき基準省令について解釈等を取りまとめたもの
- 巻末に動物種を問わず必要な法令がまとまっているため、犬猫を取り扱わない事業者にとっても有用
- 動画の概要欄のURLからダウンロード可能です



今回の研修会はこちらの参考資料「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」に基づいて行います。この冊子は環境省が作成したものであり、令和3年6月に施行された基準省令について、豊富な具体例とともに解説したものです。

解説自体はほとんどが犬猫の基準についてのものですが、巻末には基準省令だけでなく動物愛護管理法や動物愛護管理法施行規則など、動物種を問わず守る必要がある規定がまとまっています。犬猫を取り扱わない事業者の皆様にとっても非常に有用なものとなっています。

環境省のホームページでどなたでも手に入れることができますので、動画のご視聴後、しっかりと読み込んでいただくようお願いいたします。

「環境省 動物取扱業 犬猫」などのキーワードでインターネット検索すればヒットするかと思います。

01 基準省令の解説

02 作成・保管が必要な台帳類

本動画ではまず、基準省令に定められている動物取扱業者が守るべき基準について順番に解説し、次に、その中から、作成・保管が必要な台帳類についてピックアップし、より詳細な解説をしていきます。

01 基準省令の解説

それでは、まずは基準省令の解説を始めます。

01 基準省令の解説

法令の階層構造

(関連法令)



まず基準省令の位置づけについて解説します。

動物愛護管理法という言葉は皆様聞いたことがあると思いますが、この動物愛護管理法は名前のとおり法律です。

ご存じのとおり動物の取扱には気を付けるべき事項が膨大にあることから、動物取扱業者の守るべき基準を定めるにあたって、全てを法律の中に書いてしまうと法律自体が複雑で長大になってしまいます。

そこで、法律には大まかな方向性だけを書き、具体的な基準等は政令や省令と呼ばれる別の法令に定めるという形が一般的です。

今回解説する基準省令は、令和元年の動物愛護管理法改正に伴い、動物取扱業者の守るべき具体的な基準について定められたものです。

01 基準省令の解説

第一条 用語の定義

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準

- 第一号 飼養施設等について
- 第二号 従業者数について
- 第三号 飼養環境の管理について
- 第四号 疾病等に係る措置について
- 第五号 展示又は輸送について
- 第六号 繁殖について
- 第七号 その他必要な事項

第三条 第二種動物取扱業者に関する基準

第二条（第一種）とおおむね同じ内容が第一～七号として規定

基準省令には動物取扱業者が守らなければいけない様々なルールが定められています。

01 基準省令の解説

第一条 用語の定義

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準

- 第一号 飼養施設等について
- 第二号 従業者数について
- 第三号 飼養環境の管理について
- 第四号 疾病等に係る措置について
- 第五号 展示又は輸送について
- 第六号 繁殖について
- 第七号 その他必要な事項

今回解説

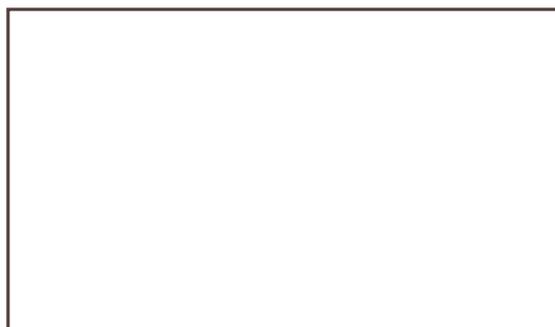
第三条 第二種動物取扱業者に関する基準

第二条（第一種）とおおむね同じ内容が第一～七号として規定

この動画では、第二条の第一種動物取扱業者に関する基準について、概要をピックアップして説明いたします。

01 基準省令の解説

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準



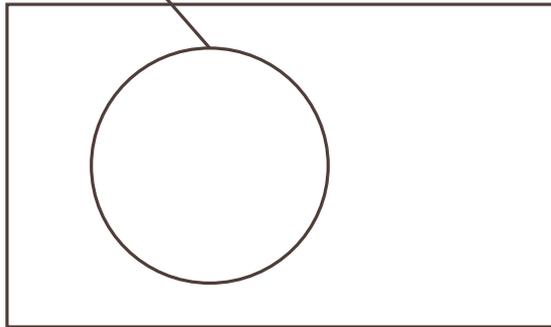
基準省令第二条全体

基準省令第二条においては、第一号から第七号まで、幅広く動物の取扱いについての基準が定められています。

01 基準省令の解説

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準

全業種に共通

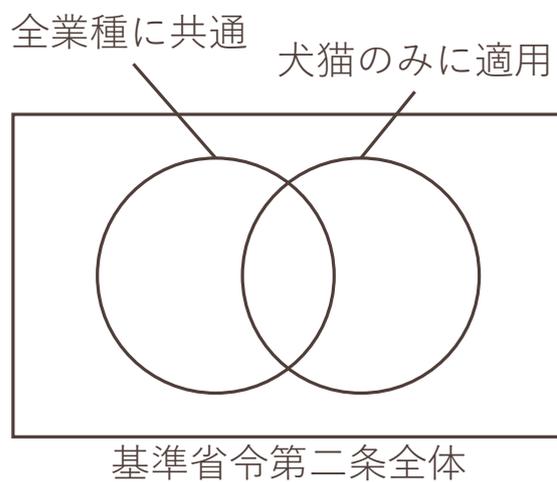


基準省令第二条全体

中には販売・保管等の業種を問わず、全業種の事業者が守らなければならない基準があります。

01 基準省令の解説

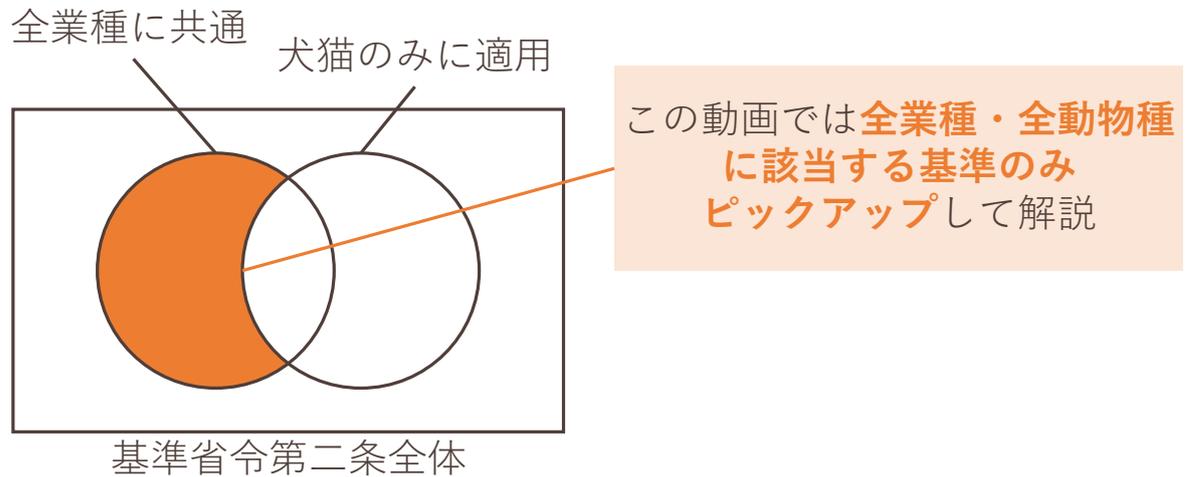
第二条 第一種動物取扱業者に関する基準



また、扱う動物種に犬又は猫が含まれる場合のみに適用される基準もあります。

01 基準省令の解説

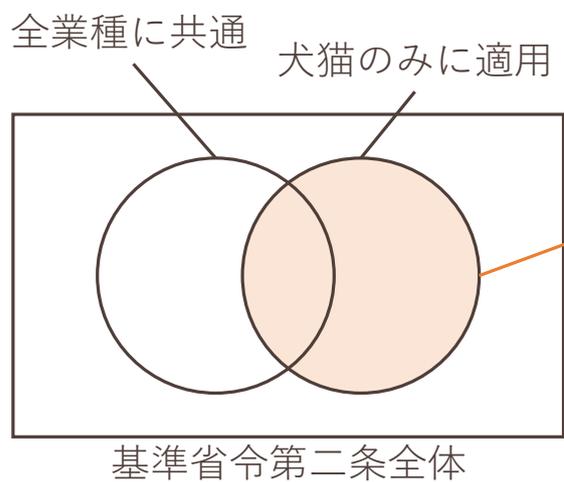
第二条 第一種動物取扱業者に関する基準



この動画では、全業種・全動物種に該当する基準のみをピックアップしてお伝えしていきます。
全ての事業者の皆さまが守らなければならない最低限の基準として、しっかり学んでいただきますようお願い申し上げます。

01 基準省令の解説

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準

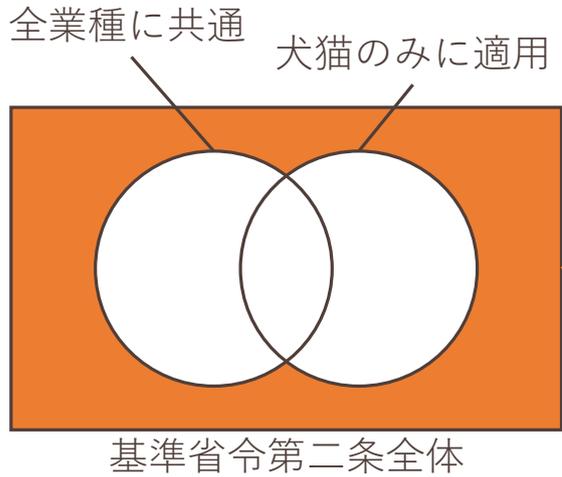


犬猫を取り扱う場合に
守る必要のある基準は
犬猫編の動画で解説

なお、犬猫編の動画では犬又は猫を取り扱う場合に必要な基準について解説しています。

01 基準省令の解説

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準



「業種ごとの基準」かつ
「全動物種共通の基準」は
本研修では取り扱いません
各自でご確認ください

そして、「販売・保管等の業種ごとの基準」かつ「犬猫と関係のない全動物種共通の基準」については本研修では取り扱いません。
こちらについては各自で参考資料をダウンロードのうえ、必ず目を通しておい
てください。

01 基準省令の解説

本研修では条文を要約・省略している箇所があります

動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間（午後八時から翌日午前八時までの間をいう。以下同じ。）に犬及び猫以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

動物の生態に合った
温湿度、明るさ等の
環境整備

規定について疑義がある場合は必ず元の条文をご参照ください

なお、全業種・全動物種に共通する部分だけでもかなりの文章量であり、短い時間で全てをお伝えすることはできません。この動画ではわかりやすさを重視し、条文を要約・省略してエッセンスのみを記載している箇所があります。その分一部正確ではない表現となっている場合があるため、もし内容について疑問が生じた場合は必ず元の基準省令の条文をご確認いただきますようお願いいたします。

01 基準省令の解説

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準

- 第一号 飼養施設等について
- 第二号 従業者数について
- 第三号 飼養環境の管理について
- 第四号 疾病等に係る措置について
- 第五号 展示又は輸送について
- 第六号 繁殖について
- 第七号 その他必要な事項

それでは、各号で定められている基準について解説を始めます。

01 基準省令の解説

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準

- 第一号 飼養施設等について
- 第二号 従業者数について
- 第三号 飼養環境の管理について
- 第四号 疾病等に係る措置について
- 第五号 展示又は輸送について
- 第六号 繁殖について
- 第七号 その他必要な事項

まずは第一号 飼養施設等についてです。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

- 基準が定められている事項

飼養施設 の 構造・規模

飼養施設 の 管理

飼養施設に備える設備 の 構造・規模

飼養施設に備える設備 の 管理

飼養施設等というのは大きく分けて、飼養施設及び飼養施設に備える設備の二つがあります。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

- 基準が定められている事項

飼養施設	の	飼養施設
飼養施設	の	飼養施設

売り場や事務所なども含めた建物そのもの

ケージなど動物を飼養するにあたって施設内に設置するもの

飼養施設というのは売り場や事務所なども含めた建物そのもののことを指します。
一方で、飼養施設に備える設備とはケージなど、動物を飼養するにあたって施設内に設置するものを指します。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

- 基準が定められている事項

飼養施設 の 構造・規模

飼養施設 の 管理

飼養施設に備える設備 の 構造・規模

飼養施設に備える設備 の 管理

また、それぞれにおいて、
どのような構造・規模を持つかと、どのように管理するかという二つの要素があります。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

- 基準が定められている事項

飼養施設 の 構造・規模

ハード

飼養施設 の 管理

ソフト

飼養施設に備える設備 の 構造・規模

飼養施設に備える設備 の 管理

構造・規模は物理的ないわゆるハード面の問題、管理は運用の仕方にかかわるいわゆるソフト面の問題とイメージしてください。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

- 基準が定められている事項

飼養施設 の 構造・規模

飼養施設 の 管理

飼養施設に備える設備 の 構造・規模

飼養施設に備える設備 の 管理

飼養施設等について考える際は、
飼養施設なのか飼養施設に備える設備なのか、また、構造・規模なのか管理なのかという
計4つの要素について検討が必要ということになります。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

● 基準が定められている事項

根拠

飼養施設	の	構造・規模	}	動物愛護管理法 施行規則
飼養施設	の	管理		
飼養施設に備える設備	の	構造・規模	}	基準省令
飼養施設に備える設備	の	管理		

このうち、飼養施設の構造・規模については動物愛護管理法施行規則にて基準が定められています。

また、施行規則には飼養施設の管理についても一部定められています。

そして、今回解説する基準省令においては飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造・規模、飼養施設に備えつ設備の管理についての基準が定められています。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

● 基準が定められている事項

			根拠
飼養施設	の	構造・規模	動物愛護管理法 施行規則
飼養施設	の	管理	
飼養施設に備える設備	の	構造・規模	<u>基準省令</u> ▼ 今回解説
飼養施設に備える設備	の	管理	

今回は基準省令において定められているこれら三つの要素について解説します。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

● 基準が定められている事項

根拠

	飼養施設	の	構造・規模	}	動物愛護管理法 施行規則
<u>イ</u>	飼養施設	の	管理		
<u>ロ</u>	飼養施設に備える設備	の	構造・規模	}	<u>基準省令</u>
<u>ハ</u>	飼養施設に備える設備	の	管理		

▼
今回解説

それぞれ、基準省令第三条第一号イ、ロ、ハとして項目が作られていますので、ご自身で後ほど読み込む時の参考にしてください。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

イ 飼養施設の管理について

- ① 適切な清掃及び消毒
- ② 一日一回以上保守点検
- ③ ①と②についての台帳の整備
- ④ 施設の出入口から鳴き声、臭い等が拡散しないような対策
- ⑤ 壁等から鳴き声が拡散しないような対策
- ⑥ 動物の逸走防止措置

まずはイ、飼養施設の管理についてです。6つの事項について定められています。

飼養施設については、適切な清掃及び消毒を行うこと、1日1回以上保守点検を行うこと、

そして、清掃消毒と保守点検については記録に残しておき、台帳を整備することが必要です。

また、飼養施設の出入口は開けっ放しにしないなど、鳴き声やにおい等が拡散して周囲の生活環境を損なわないような対策を行ってください。

鳴き声は出入口だけでなく壁などからも伝わる可能性があります。周囲の生活環境を損なうおそれがある場合には、防音加工をするなど鳴き声対策も必要です。

動物の逸走防止も重要です。必要に応じて鍵をかけるなどの措置を講じましょう。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

□ 飼養施設に備える設備の構造・規模について

- ① 空気清浄機等
- ② ねずみや昆虫の侵入防止設備
- ③ (ケージ等について) **十分な広さを備える**
- ④ (ケージ等について) 安全な材質や構造をもつ
- ⑤ (ケージ等について) 衛生状態の維持管理がしやすい
- ⑥ (ケージ等について) 飼養する動物に合わせて逸走を防止できる

次に、飼養施設に備える設備の構造・規模についてです。
必要に応じて空気清浄機や脱臭装置を備えましょう。
また、ねずみやはえなど衛生動物の侵入防止設備を備えましょう。
動物を飼養するケージについては、
個々の動物が日常的な動作を容易に行うための十分な広さを備えること、安全な材質や構造を持つこと、
衛生状態の維持管理がしやすいこと、その動物に合わせて逸走を防止できること、
について満たした構造及び規模のものを備える必要があります。
犬猫のケージにはさらに具体的な基準がありますので、犬猫編の動画を参照してください。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

ハ 飼養施設に備える設備の管理について

- ① 給餌及び給水のための器具の設置
- ② 飼養動物に合わせた遊具や休息設備の設置
- ③ (ケージ等の管理) **一日一回以上の清掃**
- ④ (ケージ等の管理) ふん尿対策のための受け皿や床敷きの設置
- ⑤ (ケージ等の管理) 逸走対策のため必要に応じて施錠

次に、飼養施設に備える設備の管理についてです。

給餌・給水のためにエサ皿等を備えましょう。

動物に合わせたおもちゃなどの遊具、ベッドなどの休息設備も必要です。

ケージ等については、一日一回以上の清掃、衛生管理のための糞尿対策、逸走防止措置のための必要に応じた施錠により、適切に管理を行うことが必要です。

01 基準省令の解説

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準

- 第一号 飼養施設等について
- 第二号 従業者数について
- 第三号 飼養環境の管理について
- 第四号 疾病等に係る措置について
- 第五号 展示又は輸送について
- 第六号 繁殖について
- 第七号 その他必要な事項

第一号 飼養施設等についての解説は以上です。
こうして聞くと当たり前のことばかり言われているように感じるかもしれませんが、
むしろ当たり前だからこそ意識できていなかった部分もあると思います。
いずれも重要なことですので、しっかり確認していただければと思います。

次に、第二号 従業者数についてと第三号 飼養環境の管理について併せて解説します。

01 基準省令の解説＞第二号 従業者数、第三号 飼養環境の管理

- **飼養管理を行う職員の数に見合った動物の種類及び数**
- 動物の生態に合った温湿度、明るさ等の環境整備
- 動物の死体は速やかに適切に処理
- 周囲の生活環境への影響を防止

職員の数に対して動物の数が多すぎると、当然世話が行き届かなくなってしまいます。犬猫以外の動物において数値基準はありませんが、職員の数と動物の種類を考慮して、動物の数はきちんと世話をすることができる数以内に収める必要があります。

飼養環境の管理としては、動物の生態や習性にあわせて適切な温度や明るさ、静かさなどの環境を整備する必要があります。
ケージ等の中に死体を放置したままにするのもNGです。速やかにかつ適切に処理してください。
また、例えば住宅地で深夜、長時間にわたって動物の鳴き声が響く状況等は周囲の生活環境を損なっていると言えます。
周囲の生活環境に影響を与えないような飼養管理を行う必要があります。

01 基準省令の解説

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準

- 第一号 飼養施設等について
- 第二号 従業者数について
- 第三号 飼養環境の管理について
- 第四号 疾病等に係る措置について
- 第五号 展示又は輸送について
- 第六号 繁殖について
- 第七号 その他必要な事項

次に、第四号 疾病等に係る措置についてです。

01 基準省令の解説＞第四号 疾病等に係る措置について

- 新たな動物を導入する場合、健康を確認するまでは他の動物と接触させない
- **日常的な健康管理の実施**
- 必要に応じたワクチン接種
- 疾病や傷害の場合の獣医師による診療
- ねずみ等の衛生動物による健康被害の防止

飼養施設に新たな動物を入れる場合、目視や契約の相手方への聴取により、当該動物が健康であることを確認するまでは、必要に応じて他の動物と接触させないようにしてください。

また、病気の予防や寄生虫の駆除等、日常的な健康管理を行う必要があります。病気の予防にあたっては必要に応じてワクチンを接種してください。

病気にかかってしまった場合は獣医師による診療を受けさせてください。

ねずみ等の衛生動物については、侵入防止や駆除などを実施し、使用している動物が健康被害を受けないようにしてください。

01 基準省令の解説

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準

- 第一号 飼養施設等について
- 第二号 従業者数について
- 第三号 飼養環境の管理について
- 第四号 疾病等に係る措置について
- 第五号 展示又は輸送について
- 第六号 繁殖について
- 第七号 その他必要な事項

次に第五号 展示又は輸送についてです。

01 基準省令の解説＞第五号 展示又は輸送について

イ 展示の実施方法について ロ 輸送の実施方法について

第五号の中で定められているのはイ 展示の実施方法についてとロ 輸送の実施方法についてです。

01 基準省令の解説＞第五号 展示又は輸送について

イ 展示の実施方法について

ロ 輸送の実施方法について

▼

展示（販売のための展示を含む）を
行う業態の場合は
各自確認してください

▼

今回解説

輸送を委託する場合も
同様に実施されるように
手配する必要がある

展示に関しては販売業・展示業の皆さましか該当しないと思いますので、該当する方は各自でのちほど確認してください。

輸送の実施方法については全ての事業者の皆様にご該当しますので今回解説いたします。

中には自身で動物を輸送することがないという方もいらっしゃるかもしれませんが、

輸送を他者に委託する場合にあってもこれから解説する内容を満たしていただく必要があるものになりますので、他人事だと思わずに聞いてください。

01 基準省令の解説＞第五号 展示又は輸送について

- 輸送設備の転倒防止措置
- **動物の状態を目視確認できる体制**
- 輸送に従事する者の数に見合った動物の種類及び数
- 十分な広さ及び空間を有した輸送設備

輸送についての基準は全部で9つあります。まずは前半の4つです。

輸送中はケージ等の転倒防止措置を行ってください。

輸送中の動物の状態を目視確認できるよう、必要な設備や体制を確保する必要があります。

従事者の数や輸送設備の規模に応じて、キャパシティを超えた数の動物を輸送することがないようにしてください。

輸送設備は、個々の動物が日常的な動作を容易に行うための広さを備えるようにしましょう。

01 基準省令の解説＞第五号 展示又は輸送について

- 輸送設備の定期的な清掃及び消毒
- 動物の生態に合った温湿度、明るさ等の環境整備
- 適切な量及び回数の給餌及び給水
- 輸送時間の短縮及び必要に応じた休息等
- 逸走等の事故防止及び生活環境の保全

後半の5つです。

輸送設備は定期的に清掃及び消毒を行ってください。

輸送中は動物の生態に合った温湿度、明るさ等の飼養環境を適切に確保しましょう。

輸送中であっても、適切な量及び回数の給餌及び給水を行いましょう。

動物の苦痛を軽減するため、輸送時間は出来る限り短くするとともに、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保してください。

輸送中の逸走等の事故を防止し、生活環境を保全するための措置を講じましょう。

01 基準省令の解説

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準

- 第一号 飼養施設等について
- 第二号 従業者数について
- 第三号 飼養環境の管理について
- 第四号 疾病等に係る措置について
- 第五号 展示又は輸送について
- 第六号 繁殖について
- 第七号 その他必要な事項

第六号 繁殖についてですが、繁殖を行う事業者の皆さまは各自でご確認いただきますようお願いいたします。

01 基準省令の解説

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準

- 第一号 飼養施設等について
- 第二号 従業者数について
- 第三号 飼養環境の管理について
- 第四号 疾病等に係る措置について
- 第五号 展示又は輸送について
- 第六号 繁殖について
- 第七号 その他必要な事項

第七号 その他必要な事項についてです。

01 基準省令の解説＞第七号 その他必要な事項

- 動物のやり取りをする相手方が関係法令に違反していないことを確認する
- 基本的にケージ等の外で飼養保管を行わない
- ケージ等の構造及び規模に見合った数の動物を入れること
- 複数の動物を同じケージ等で保管する場合は組み合わせを考慮する

動物の仕入れや販売などの取引を行うにあたっては、取引先が関係法令に違反していないことを聴取し、違反状態が確認された場合は取引を行ってはいけません。

基本的にケージ等の外で飼養管理を行わないでください。ただし、管理を徹底したうえで一時的にケージ等の外に出す場合はこの限りではありません。

ケージ等に入れる動物の種類及び数は、そのケージ等の構造及び規模に見合ったものとしてください。

複数の動物の飼養管理を行う場合は、過度な闘争が発生することがないように、その組み合わせを考慮してください。

01 基準省令の解説＞第七号 その他必要な事項

- 給餌・給水を適切に行う
- 運動が困難なケージ等の場合は、ストレス軽減のため必要に応じて運動の時間を設ける
- 一日一回以上巡回を行い、動物の数および状態について確認して記録すること
- 逸走に備えて捕獲体制の整備や個体識別措置を講じること

動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境等に応じて適切な餌を選択し、適切な量、回数により給餌、給水を行ってください。

走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において飼養管理を行う場合は、ストレス軽減のために、必要に応じて運動の時間を設けてください。

一日一回以上巡回を行い、動物の数および状態について確認するとともに、その実施状況についての記録が必要です。

動物の逸走時に備え、捕獲体制の整備や個体識別の実施等の措置を行いましょ

う。

01 基準省令の解説＞第七号 その他必要な事項

- 業の廃止等により飼養継続が困難になった場合は、譲渡等によって生存の機会を与えるよう努める
- やむを得ず殺処分する場合は、できるだけ動物に苦痛を与えない方法とする
- 有毒動物の飼養管理をする場合は、適切な医療体制を整備する
- 災害に備えて連絡体制や非常時の飼養管理に係る対策を講じる

業の廃止等により、飼養継続が困難な動物が生じた場合は、譲渡等によって生存の機会を与えるよう努めてください。

疾病の回復の見込みがない場合などやむを得ず殺処分しなければならない場合は、できるだけ動物に苦痛を与えない方法を選択してください。

毒へび等の有毒動物の飼養管理をする場合は、抗毒素血清等の救急医療品の備えや、医師による迅速な救急処置の体制整備などの対策を講じましょう。

災害時に備えて、普段から職員間の連絡体制や、逸走時の捕獲体制の整備、餌の備蓄などの対策を行ってください。

01 基準省令の解説＞第七号 その他必要な事項

● 広告については下記のとおり行う

■ 下記の情報を掲載する

- ✓ 事業者の氏名又は名称
- ✓ 事業所の名称及び所在地
- ✓ 第一種動物取扱業の種別
- ✓ 登録番号・登録年月日・登録の有効期間の末日
- ✓ 動物取扱責任者の氏名

■ 安易な飼養等の助長を防止するため、過度な愛らしさの強調等により顧客に対して誤った理解を与えないようにする

HPやSNSも
広告に含まれます

工夫して
掲載してください

広告についても基準があります。

この広告というのはチラシや看板のみならず、ホームページやSNSにも適用されますのでご注意ください。

一つ目の基準として、事業者の氏名又は名称などの5項目については必ず掲載しなければいけません。

ホームページやチラシの場合は単純に掲載すれば問題ありませんが、SNSを使用する場合はこれらの情報をプロフィールに含める、又はこれらの情報を記載したホームページへのリンクを貼るなど、顧客が容易にこれらの情報にたどり着くことができるよう工夫をしてください。

また、特に販売業の事業者の皆様が関係する事項ですが、幼齢時の愛らしさを過度に強調することによって動物に対して誤った理解を与え、安易な飼養につながるような内容は慎んでください。

01 基準省令の解説＞第七号 その他必要な事項

- 動物取扱責任者研修において得た知識を他の職員にも共有する
- 動物の取引情報について台帳に記録し、保管する

本研修で今まさに学んでいるこの内容については、後ほど他の職員にも共有し、他の職員全員に共有して法令について把握していただきますようお願いします。最後に、動物の取引状況については台帳に記録したうえで保管しておいてください。

基準省令の第二条第一号から第七号までの解説は以上です。

01 基準省令の解説

本研修の内容に加え、業態に応じて
他にも守るべき基準が定められています（再掲）

- 犬猫を扱う場合の基準は別動画で解説します。
- 販売・保管等の業種ごとの基準は各自で確認してください。

繰り返しになりますが、本研修の内容は基準省令のうち全業種・全動物種に共通する部分のみとなっています。
業種ごとの基準は各自で確認していただくとともに、犬猫を扱う場合は別動画の解説も併せてご視聴願います。

01 基準省令の解説

02 作成・保管が必要な台帳類

基準省令についての解説は以上となります。次に、作成・保管が必要な台帳類についての解説です。

02 作成・保管が必要な台帳類

基準省令の解説の中で、台帳の整備についての規定がいくつかあったことに気づかれた方もいらっしゃるかもしれません。
後半では基準省令の内容の中でも台帳類にフォーカスし、結局のところ何の台帳類を作ればよいのか、を解説します。

02 作成・保管が必要な台帳類

	販売	保管	訓練	貸出	展示	譲受 飼養	競り あつせん
① 動物に関する帳簿 (法第21条の5)	○	-	-	○	○	○	-
② 清掃消毒及び保守点検記録台帳 (基準省令第2条第1号イ(3))	○	○	○	○	○	○	○
③ 動物の数と状態の確認の記録台帳 (基準省令第2条第7号ム)	○	○	○	○	○	○	○
④ 繁殖の実施状況の記録台帳 (基準省令第2条第6号ハ)	○	-	-	○	○	-	-
⑤ 動物の取引状況の台帳 (基準省令第2条第7号エ)	※	○	○	※	※	※	○

※⑤は①で代用可
(保管、訓練、競りあつせん業は①が無いため、⑤が必須)

作成・記録・保管の義務がある台帳の種類は、大きく分けて5種類が存在します。

1つ目は、動物に関する帳簿。

2つ目は清掃・消毒及び保守点検の記録台帳。

3つ目は動物の数と状態の記録台帳。

4つ目は繁殖の実施状況の記録台帳。

最後に5つ目が動物の取引状況の記録台帳です。

これらの5種類の台帳の作成・記録・保管については、業種によって義務の対象となるものが変わります。

02 作成・保管が必要な台帳類

	販売	保管	訓練	貸出	展示	譲受 飼養	競り あっせん
① 動物に関する帳簿 (法第21条の5)	○	-	-	○	○	○	-
② 清掃消毒及び保守点検記録台帳 (基準省令第2条第1号イ(3))	○	○	○	○	○	○	○
③ 動物の数と状態の確認の記録台帳 (基準省令第2条第7号ム)	○	○	○	○	○	○	○
④ 繁殖の実施状況の記録台帳 (基準省令第2条第6号ハ)	○	-	-	○	○	-	-
⑤ 動物の取引状況の台帳 (基準省令第2条第7号エ)	※	○	○	※	※	※	○

※⑤は①で代用可
(保管、訓練、競りあっせん業は①が無いため、⑤が必須)

販売・貸出・展示の登録を持つ事業者の皆様は、必要な台帳が最も多いです。
⑤は①で代用が可能であるものの、基本的に全ての台帳が必要と考えてください。

02 作成・保管が必要な台帳類

	販売	保管	訓練	貸出	展示	譲受 飼養	競り あっせん
① 動物に関する帳簿 (法第21条の5)	○	—	—	○	○	○	—
② 清掃消毒及び保守点検記録台帳 (基準省令第2条第1号イ(3))	○	○	○	○	○	○	○
③ 動物の数と状態の確認の記録台帳 (基準省令第2条第7号ム)	○	○	○	○	○	○	○
④ 繁殖の実施状況の記録台帳 (基準省令第2条第6号ハ)	○	—	—	○	○	—	—
⑤ 動物の取引状況の台帳 (基準省令第2条第7号エ)	※	○	○	※	※	※	○

※⑤は①で代用可
(保管、訓練、競りあっせん業は①が無い場合、⑤が必須)

次に、保管・訓練・競りあっせんの登録を持つ事業者の皆様は、②、③、⑤の台帳が必要になります。

02 作成・保管が必要な台帳類

	販売	保管	訓練	貸出	展示	譲受飼養	競りあっせん
① 動物に関する帳簿 (法第21条の5)	○	—	—	○	○	○	—
② 清掃消毒及び保守点検記録台帳 (基準省令第2条第1号イ(3))	○	○	○	○	○	○	○
③ 動物の数と状態の確認の記録台帳 (基準省令第2条第7号ム)	○	○	○	○	○	○	○
④ 繁殖の実施状況の記録台帳 (基準省令第2条第6号ハ)	○	—	—	○	○	—	—
⑤ 動物の取引状況の台帳 (基準省令第2条第7号エ)	※	○	○	※	※	※	○

※⑤は①で代用可
(保管、訓練、競りあっせん業は①が無い場合、⑤が必須)

最後に、譲受飼養の登録を持つ事業者の皆様は①、②、③の台帳が必要になります。

それでは、①から⑤までそれぞれの台帳について解説していきます。

02 作成・保管が必要な台帳類 > ① 動物に関する帳簿

① 動物に関する帳簿

販売

保管

訓練

貸出

展示

譲受
飼養

競り
あっせん

- 品種等の名称
- 動物の生年月日
- 所有、占有した日
- 繁殖者の氏名、登録番号または所在地
- 前所有者（仕入れ元）の氏名、登録番号または所在地
- 販売、引渡しの日
- 販売、引渡しの相手の氏名、登録番号または所在地
- 販売、引渡しの相手が動物の取引に関する法令に違反していない事の確認
- 販売担当者の氏名
- 販売、貸出の顧客への情報提供及び顧客による確認の実施状況
- 死亡日と死亡原因

①は動物に関する帳簿です。

ここに挙げてある事項が必須の記載事項となります。

のちほど参考様式をご紹介しますが、ご自身で様式を作成される方は項目の漏れが無いようにしてください。

02 作成・保管が必要な台帳類 > ① 動物に関する帳簿

① 動物に関する帳簿

販売

保管

訓練

貸出

展示

譲受
飼養

競り
あっせん

- 品種等の名称
- 動物の生年月日
- 所有、占有した日
- 繁殖者の氏名、登録番号または所在地
- 前所有者（仕入れ元）の氏名、登録番号または所在地
- 販売、引渡しの日
- 販売、引渡しの相手の氏名、登録番号または所在地
- 販売、引渡しの相手が動物の取引に関する法令に違反していない事の確認
- 販売担当者の氏名
- **販売、貸出の顧客への情報提供及び顧客による確認**の実施状況
- 死亡日と死亡原因

対面説明・現物の確認

なお、販売を行う場合などは対面説明が義務付けられていますので、その実施状況も記録が必要です。

02 作成・保管が必要な台帳類 > ① 動物に関する帳簿

① 動物に関する帳簿

販売

保管

訓練

貸出

展示

譲受
飼養

競り
あっせん

- 犬猫は個体ごと、それ以外は品種ごとに作成
- 業に使わない動物（繁殖引退犬やペット等）も対象
- 保管期間は記載日から5年間
- 電子データでの保管もOK
- 取引伝票や検案書等の関連書類も整理・保存する（努力義務）

台帳の作成の仕方について、まず犬猫は個体ごと、それ以外は品種ごとに作成してください。

また、台帳は繁殖を引退した動物や、お店で飼っているペットも対象となります。

この台帳に限らないのですが、作成・記録した台帳は記載日から5年間保存してください。

紙での記録でなくとも、Excelや専用のシステムに入力した形の保管でも構いません。

その他、間接的にでも動物のことが記載してある取引伝票等の関連書類についても保管するよう努めることが定められています。

02 作成・保管が必要な台帳類 > ②清掃記録・③動物の確認記録

販売

保管

訓練

貸出

展示

譲受
飼養

競り
あっせん

② 清掃消毒及び保守点検記録台帳

- 飼養施設の清掃消毒の実施状況
- 保守点検（1日1回以上巡回し実施）の実施状況

③ 動物の数と状態の確認の記録台帳

- 動物の数と状態の確認（1日1回以上巡回し実施）の実施状況

次に②清掃消毒及び保守点検記録台帳、③動物の数と状態の確認の記録台帳についてです。

コンビニエンスストアのトイレなどで、清掃の時間と担当者が記録されている掲示を見たことのある方も多いと思います。

動物取扱業者の皆様にもあのようなイメージで清掃についての記録を付けることが義務付けられています。

また、動物の数と状態の確認についても記録が必要です。

飼養管理している動物の健康状態が問題ないかなどについて確認を行い、記録してください。

02 作成・保管が必要な台帳類 > ②清掃記録・③動物の確認記録

②清掃記録・③動物の確認記録

販売

保管

訓練

貸出

展示

譲受
飼養

競り
あっせん

必要な項目が含まれていれば特定の様式による必要はありません

(参考様式を札幌市公式HPにて公開しています)

参考様式第9 (基準省令第2条第一号イ及び同条第七号ニ関係)

飼養施設及び動物の点検状況記録台帳

動物取扱業の種類 販売 保管 貸出し 訓練 展示 競りあっせん 譲受飼養

飼養施設の所在地

年月日	点検時期	飼養施設の点検等の状況			動物の数及び状態の点検		点検担当者氏名	備考
		点検	消毒	保守点検	数	状態		
		済・否	済・否	済・否	異常無・異常有	異常無・異常有		

備考
 1 「動物の数及び状態の点検」欄の「異常有」に該当した場合には、「備考」欄にその詳細を記入すること。
 2 この台帳の大きさは、日本工業規格A4とすること。

参考様式では

- 清掃・消毒
- 保守点検
- 動物の数と状態

をまとめて1枚の様式で

記録できる形になっています

②と③についてはどちらも一日一回以上の記録が必要になることから、まとめて管理するのが効率的です。

札幌市公式ホームページで公開している参考様式もこれらの項目は1枚の様式にまとめてあります。

なお、保守点検の結果器具に破損があった場合や、動物の状態の確認の結果体調不良の動物がいた場合など、

何かしらの問題があった場合は、備考欄に対応内容を記載するようお願いいたします。

02 作成・保管が必要な台帳類 > ④ 繁殖の実施状況の記録台帳

④ 繁殖の実施状況の記録台帳

販売

保管

訓練

貸出

展示

譲受
飼養

競り
あっせん

- 交配年月日
- メス、オスそれぞれの名称、個体識別番号等
- 出産予定日
- 出産日
- 産子数
- 産後の母体の状態
- 産子の状態

次に④繁殖の実施状況の記録台帳です。

販売・貸出・展示に該当する場合でも繁殖を行わない場合はこの様式は作成不要です。

繁殖を行う場合は、こちらの項目について記録が必要となります。

02 作成・保管が必要な台帳類 > ④ 繁殖の実施状況の記録台帳

④ 繁殖の実施状況の記録台帳

販売

保管

訓練

貸出

展示

譲受
飼養

競り
あっせん

- 交配年月日
- メス、オスそれぞれの名称、個体識別番号等
- 出産予定日
- 出産日
- 産子数
- 産後の母体の状態
- 産子の状態

犬猫の場合はさらに詳細な記録が必要になります

▼
犬猫編の動画をご確認ください

また、犬猫の繁殖を行う場合はこれらに加えてさらに詳細な記録が必要になりますので、犬猫編の動画をご確認ください。

02 作成・保管が必要な台帳類 > ④ 繁殖の実施状況の記録台帳

④ 繁殖の実施状況の記録台帳

販売

保管

訓練

貸出

展示

譲受
飼養

競り
あっせん

必要な項目が含まれていれば特定の様式による必要はありません

(参考様式を札幌市公式HPにて公開しています)

参考様式第10 (基準省令第2条第6号へ関係)

繁殖実施状況記録台帳

第一種動物取扱業の種類 販売 貸出し 展示

動物の種類

交配等 年月日	雌 (個体識別番 号、名称等)	雄 (個体識別番 号、名称等)	出産・ 産卵 予定日	出産・ 産卵 年月日	出産・ 産卵数	出産・産卵 後の雌の 状態	新生子・卵の 状態	犬又は猫に係る記入欄				備考
								雌の交配時 の年齢	雌の生誕出 産回数	今後繁殖の用に供する 可能性(繁殖に供する ことをやめた年月日)		
								歳	回目	有・無 ()	有・無 ()	
						雌・否	健康: 疾病等: 死亡等:					

備考

- 1 「雌」「雄」欄には、動物の識別番号、名称等、交配した個体を特定する情報を記入すること。
- 2 「交配等年月日」欄には、交配年月日(交配年月日が明確でない場合は回産開始年月日)等を記入すること。
- 3 犬猫において、第1回産を行った場合は、「出産・産卵後の雌の状態」欄に、産後の診断の結果(産後の繁殖に対する指導・助産内容等)を記録するとともに、実施した獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書を併せて5年間保存すること。
- 4 「新生子・卵の状態」欄には、出産又は孵化時の「健康」「疾病等」「死亡等」の個体数を記入すること。卵の場合にあっては、孵化年月日又は期間を併記すること。
- 5 この台帳の大きさは、日本産業規格A4とすること。

札幌市公式ホームページにて公開している参考様式は犬猫の場合、犬猫以外の
場合両方に使えるものとなっています。

02 作成・保管が必要な台帳類 > ⑤ 動物の取引状況の台帳

⑤ 動物の取引状況の台帳

販売

保管

訓練

貸出

展示

譲受
飼養

競り
あっせん

- 取引相手の氏名、登録番号または所在地
- 仕入れ、販売等の区分
- 動物の種類と数
- 取引相手が動物の取引に関する法令に違反していない事の確認
- 取引担当者の氏名

最後に⑤動物の取引状況の台帳です。必要な事項は以下のとおりです。

①動物に関する帳簿を付けている場合はすでにこちらの内容は含まれているはずなので、

①動物に関する帳簿を付ける必要のない保管・訓練・競りあっせんの登録を持つ事業者の皆様には必須のものとなります。

02 作成・保管が必要な台帳類 > ⑤ 動物の取引状況の台帳

⑤ 動物の取引状況の台帳

販売 保管 訓練 貸出 展示 譲受飼養 競りあっせん

必要な項目が含まれていれば特定の様式による必要はありません
(参考様式を札幌市公式HPにて公開しています)

参考様式第11 (道庁畜産第2巻第7号・関係)

取引状況記録台帳

第1 動物取扱施設の種別 販売 飼育 貸出し 訓練 展示 その他

年月日	取引の相手方	取引内容	相手方の 飼育施設等 の種別	担当者 氏名	備考
	(法人) (個人) (電話番号)	(種別) (数量) (種別) (数量)			

備考
 1 「取引の相手方」欄には、相手方が、愛動物取扱業者である場合にその登録番号を記入すること。
 2 「取引内容」欄は、種別、数量、数量等の取引内容を記入すること。
 3 「相手方の飼育施設等」欄については、動物の取引に関する関係生かについて記載していないこと及び記載しているがそれ以外のことを記載した場合、取扱動物の取引に当たっては、畜産法第16条第1項の規定に基づき、種別、数量、数量等の取引により確認した場合に「遵守」を記載すること。また、種別により取扱が確認された場合には「違反」を記載すること。

こちらも札幌市公式ホームページにて参考様式を公開しておりますのでご参考
にしてください。

02 作成・保管が必要な台帳類 > ⑤ 動物の取引状況の台帳

⑤ 動物の取引状況の台帳

販売 保管 訓練 貸出 展示 譲受飼養 競りあっせん

必要な項目が含まれていれば特定の様式による必要はありません

(参考様式を札幌市公式HPにて公開しています)

参考様式第11 (道庁畜産第2巻第7号・関係)

取引状況記録台帳

第1種動物取扱業の業種別 販売 保管 貸出し 訓練 展示 その他

年月日	取引の相手方	取引内容	相手方の 飼育施設 の名称	担当者 氏名	備考
	(法人) (住居) (電話番号)	(飼育の区分) (種別) (数)		遵守・違反	

備考
「取引の相手方」欄には、相手方が、第1種動物取扱業である場合にその登録番号を記入すること。
「取引内容」欄には、第1種動物取扱業の業種別を記入すること。
「相手方の飼育施設」欄には、動物の取引に際して飼育施設を合意しているかどうかを記載すること。
「担当者」欄には、動物の取引に際して飼育施設を合意しているかどうかを記載すること。
「備考」欄には、遵守・違反の状況等を記載すること。また、他取により収収が確認された場合には、原因を記載すること。

顧客台帳のような
形での記録もOK

業態によっては顧客台帳のような形の方が管理しやすい場合もあると思います。繰り返しになりますが、必要な項目さえ含まれていれば必ずしもこの様式によらずとも構いませんので、ご自身で実施しやすいように作成してください。

作成・保管が必要な台帳類についての解説は以上です。
動物取扱業登録の更新タイミング等で立入検査を実施すると、必要な台帳類が整備されていないケースが非常に多いです。
自宅で事業を実施している場合などは清掃記録を付けるのが億劫になってしまいうこともあると思いますが、登録を受けて業を営んでいる以上は事業者として法令を遵守していただく必要がありますので、しっかりと作成・保管を実施していただきますようお願いいたします。

さいごに

今回解説する内容は以上となります。大変お疲れさまでした。
最後に、ここまでの総括をお話します。

今回解説したのは基準省令の一部のみです

- 基準省令には他にも販売・保管等、業種ごとに守らなければならない基準が定められています
- 犬猫を扱う場合はさらに具体的な数値基準等が定められています
- 飼養施設の構造・規模等については動物愛護管理法施行規則にも規定があります

本来ならすべての内容を解説したいところではありますが、今回解説したのは基準省令のうち全業種・全動物種に共通の基準のみです。また、基準省令だけでなく他の法令にも守るべき規定が定められています。

今回解説したのは基準省令の一部のみです

- 基準省令には他にも販売・保管等、業種ごとに守らなければならない基準が定められています
- 犬猫を扱う場合はさらに具体的な数値基準等が定められています
- 飼養施設の構造・規模等については動物愛護管理法施行規則にも規定があります

最低限の法令の理解のために自主学習をお願いします

この動画の内容をしっかりと復習していただくとともに、特に業種ごとの基準についてはご自身で確認していただく必要があります。
日々の事業でお忙しいところとは存じますが、最低限の法令の理解のために自主学習をお願いいたします。

ありがとうございました

これで今回の研修会は終了です。

受講された皆様は、動画概要欄のリンク「令和5年度動物取扱責任者研修受講報告フォーム」から、受講報告をしていただきますようお願いします。この受講報告をもって、法定の受講を完了したものとさせていただきます。なお、フォームからの受講報告が難しい場合には、FAXやメールでの報告も受け付けておりますので、詳細は受講案内の用紙をご確認ください。

長時間の受講お疲れさまでした。

複雑な内容になっておりますので、ぜひ環境省が作成した資料をダウンロードいただき、いつでも見返せるようにしておいていただければと思います。

また、解釈に悩むような事案については動物愛護管理センターあてに、お気軽にお問合せください。

ご視聴ありがとうございました。